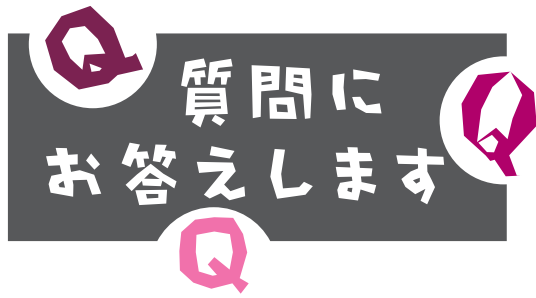




● 受動喫煙防止対策 ●



問① 街の飲食店や各種施設で様々な喫煙所が見られるようになり、改正平成27年6月から、改正労働安全衛生法により「事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるもの」とされていますが、我々小規模事業場では、対処方針や、皆の理解や設備のことなど疑問や悩みが多く、手の付け方が分かりません。なぜ、受動喫煙防止対策が必要なのですか？

答① タバコの害から従業員や職場を守ることが必要だからです。

「受動喫煙」は「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」です。

タバコの煙には一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性があるベンゾピレンなども含まれています。日本産業衛生学会は「許容濃度等の勧告」の改訂（2010年）でタバコ煙を「人体に明らかな発がん性」第1群に追加掲載しています。

タバコが引き起こす病気は肺がんをはじめ全身のがんや心臓・血管の障害、慢性閉塞性肺疾患など、全身のあらゆる病気の原因になります。受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者

は、年間約6800人。そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3600人（厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」）で、労働災害による死亡者数の4倍近くに達しているのです。

問② 「適切な措置」とは、具体的に何をすればよいのでしょうか。

答② 「適切な措置」には、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこの煙を十分軽減できる換気扇の設置などを講ずることとされています。

日本の成人男性の喫煙率は1966年（50年前）の83・7%をピークにほぼ一貫して減少を続け、2015年では30・1%となりました。また、「受動喫煙」を体験した場所は、「飲食店」で4

割、「職場」で3割超もあることが、厚生労働省が公表した「2015年の国民健康・栄養調査」で分かりました。政府は、「2020年までに受動喫煙の無い職場の実現」を目標にしていますが、対策は遅れています。

問③ 対策のポイントは何？

答③ 受動喫煙を防ぐには、分煙より「禁煙」が有効です。職場における喫煙対策の本質安全化は禁煙です。職場の禁煙は、場所もお金もかかりません。また、体調不良者や病欠を減らすことに繋がります。

対策の手順は、ソフト面では、①トップの意志と推進体制、②担当者の決定、③受動喫煙防止対策推進計画の策定、④内外への周知、⑤健康教

育・個別指導等です。タバコをやめたいと考えている従業員に対しては、様々な禁煙支援があります。

ハード面では、「職場において受動喫煙防止措置を講じる際の効果的な手法等の例」が国から示されています。

受動喫煙防止に罰則はありませんが、対策を怠れば、受動喫煙の被害者が、事業者に対し慰謝料を請求する等の訴訟リスクがこれまで以上に高まるでしょう。

ですから、事業者は、「努力義務」だとして先送りしないで「禁煙ファースト」で取り組み、喫煙者を敵視したり白い目で見るのではなく、受動喫煙者とともに喫煙者も被害者であるという観点で取り組むことが大事です。喫煙により不快に感じることのない、健康で快適、働きやすい職場へ着実なステップを踏んで進めることが求められます。